

近世後期の村役人層と村落秩序

—松本藩大町組大庄屋栗林家の「由緒」に着目して—

塩原 佳典

はじめに

近世後期から幕末期にかけての村落社会において、イエやムラとしての秩序がどのようにして維持・再生産されていたのか。明治 5 (1872) 年の「学制」以降、日本の近代公教育制度の普及・定着は、国家が「教育」の営みを掌握し、近代学校が「臣民」育成の拠点となっていく過程であったといつてよい。こうした過程を批判的に再検討する前提として、近世における村落秩序の再生産のあり方を把握したい。

その際本稿では、村落の上層にいた村役人たち（中間層）に視点を据える。というのも、「学制」を地域レベルで担った人びとには、近世以来の中間層が少なからず含まれていたからである¹。たとえば、信濃国松本藩大町組の大庄屋であった栗林球三は、筑摩県時代には学校世話役や学区取締として学事の担い手となった。そのなかで栗林は、管轄下の中土村副戸長より「其子アルモ敢テ学ニ就ケ」ない学校世話役に「願クハ亜兄（栗林一引用者註）ノ威ヲ以テ右五名ヲ速ニ足下ニ致シ、篤ト説諭ヲ加ヘ厳命ヲ蒙」らせて欲しいと願い出られている²。栗林の説諭には、学校世話役に学事を務めさせうる「威」が期待されていたわけである。「亜兄」と呼ばれ、地域住民に対する「威」をもつ根拠には、近世より藩と在地社会とのあいだで中間的役割を果たしてきた歴史的経緯があったと考えられる。こうした人びとへの着目により、近世から近代への移行にともなう地域の変容過程を把握し、そのなかに近代教育・学校を位置づけることが可能になるだろう。

近世村落史研究では 1980 年代以降、村役人層が幕藩領主と在地社会のあいだで中間的支配機構としての役割を果たす側面など、その政治的力量について再評価されてきた³。近年では工藤航平が、政治的側面に偏っていた研究状況に対し、文化的側面を併せて検討する必要性を指摘した⁴。工藤は、村方文書が編纂・蓄積される過程を「地域〈知〉の形成」とみなし、村役人としての事務処理能力や文化的教養の継承に加え、地域住民の権益確保を実現していたという。それでは村役人が掌握した知識や情報は、いかなる社会的意味をもったのか。この問題については、工藤も地域の「名所」創出から江戸文化に対する「地域文化の自立」をとらえたが、さらに掘り下げ可能である。その際に参照すべきは、鈴木理恵の「地域文化人」にかかわる議論である⁵。鈴木は、安芸国の神職兼手習師匠である井上家による蔵書形成や留学、吉田家との交渉や村の国恩祭などの活動を取り上げた。井上家は、村落や郡を越えて人びとを結びつける「地域文化人」としての役割を果たしていたという。こうした活動は、村役人層にもみられるが、「地域文化人」とはまた別の意味をもつだろう。知識や情報の蓄積、および文化的ネットワーク

クの構築が、村役人としての地歩や村落秩序の維持・再生産にもつ意味をとらえたい。

ここでは村役人が蓄積した知・情報のうち、特に「由緒」に着目する。久留島浩は、18世紀後半以降の日本社会が「由緒の時代」を迎えていたとみなしている⁶。それは、諸地域や諸社会集団が、自身の歴史を通じた自己認識である由緒により、諸役免除などの権益を主張する時代を指す。そして幕藩権力との関係性を主に検討してきた従来の研究に対し、近年では地域意識・アイデンティティの文脈から由緒のとらえ直しが行われている⁷。

そのなかで、本稿にとって特に重要な知見が、桑原恵の研究である。桑原は、幕末期大阪熊取谷の谷庄屋（中家）による歴史叙述の方法や意図を検討した。そのうえで、地域とイエの由緒を学ぶことが、「地域のリーダーとなるべき『家』に生まれたものの心構え」を養う自己形成の過程で、重要な契機となっていたことを解明した⁸。村役人としての人間形成の文脈から由緒を位置づけ直そうとしている点が、重要である。ただし桑原の議論は、地域やイエに関わる歴史をいかに学習し叙述したのか、その方法に主たる関心を置いている。これに対し本稿では、歴史叙述を通じて形成された「心構え」が、地域社会のなかで実際に行使される局面をとらえる。つまり村役人層は、どのような活動を通じて、地域やイエに関わる歴史的な知識や情報を保持・継承していたのか。由緒の再生産や継承、およびその社会的意味について検討することは、由緒研究を教育史の文脈からとらえ直す一端ともなろう。

1. 松本藩大町組の概要と栗林家の位置

かかる課題について、信濃国松本藩大町組栗林家（輪違）文書を主な素材として検討する⁹。同家が由緒をいかに認識し、また実践していたのかを明確化し、由緒が自家の地位や名望、村落秩序の維持・再生産に果たした意味を検討していきたい。

まずは松本藩大町組および栗林家について概観しておこう。松本藩は、所領6万石に加え幕末までに預地6万石を併せて領有した中規模譜代藩である。幕末期の領地は、大町・池田・松川・保高・長尾・成相・上野の安曇郡7組180か村と、高出・島立・岡田・庄内・山家の筑摩郡5組79か村に分割されていた。享保11（1726）年以降は戸田家の支配となり、従来の組手代が大庄屋と改められ「大庄屋制」がしかれた。大庄屋は在方の組ごとに置かれ、藩の郡奉行と庄屋ら各村の村役人とのあいだで組行政を管轄していた。また、松本城下の大庄屋会所では月番の大庄屋が詰め、藩と在方とを取り次いでいた。松本藩の大庄屋は組内選出を基本とし、近世後期には家職化が進み、他領に比して在地性の強い存在であった¹⁰。

大町組は、松本藩の最北端に位置し54か村（天保5年）で構成され、大町村が組の中心地であった。大町村は、天保5年「大町石高并小役改帳」によれば村高が1,786石余り、翌年の「家数寺堂牛馬書上帳」によれば高持444軒、借家99軒、水呑29軒、寺門前7軒が存在し、大規模村であった¹¹。同村はまた、糸魚川街道（塩の道）の継荷宿としての役割を果たしており、松本藩の物資集散地でもあった¹²。とりわけ大町組の特産品である麻は藩の専売品であり、その流通は同組の麻問屋が特権的に掌握していた。麻商人たちの市場支配は麻産地村々の不満を蓄積し、文政8（1825）年の村方騒動（赤蓑騒動）のひとつの発端となった¹³。

表1は、歴代の大町組大庄屋の一覧である。

表 1. 大町組大庄屋の変遷

No	氏名	居住村	在勤期間	No	氏名	居住村	在勤期間
1	曾根原庄左衛門	大町村	享保 9. 4—宝暦 9. 8 (舩江被仰付)	1	栗林五郎右衛門	大町村	享保 9. 4—元文 5. 11
2	曾根原庄左衛門	大町村	宝暦 9. 8—安永 7. 4	2	栗林五郎右衛門	大町村	元文 5. 11—延享 3 か. 11
3	横沢勘兵衛	不明	安永 7. 6—安永 10. 12	3	栗林七郎兵衛	大町村	延享 3. 12—明和 3. 6
4	坂井忠兵衛	不明	安永 10. 12—寛政 6. 5	4	栗林五郎右衛門	大町村	明和 3. 6—安永 2. 4 (再役、跡役舩江被仰付)
5	浅野次郎右衛門	大町村	寛政 6. 5—享和元. 4	5	栗林五郎右衛門	大町村	安永 2. 6—安永 5. 6
6	北沢勇右衛門	不明	享和 2. 4—文化元	6	栗林七郎兵衛	大町村	安永 5. 6—文化 2. 9
7	栗林弥右衛門 (のち五郎右衛門)	大町村	文化元. 3—文政 9. 12	7	横沢仁兵衛	不明	文化 2. 10—文政 2. 4 (御役御取はなしひつそく)
8	栗林七郎右衛門	大町村	文政 10. 2—安政 4. 12	8	西沢九之尉(丞)	野口村	文政 2. 4—不明
9	栗林五郎右衛門 (のち球三)	大町村	文久元. 12—明治 2. 12	9	西沢猶五郎	野口村	弘化 2. 6—不明
				10	西沢穎吾	野口村	慶応元. 閏 5—明治 2. 12

出典：近世村落研究会『近世村落自治史料集 第 1 輯』（日本学術振興会、1954 年）47—48 頁。
長野県史刊行会『長野県史近世史料編 5 巻（2）』（1974 年）419 頁。

大町組大庄屋は二人体制で、代々五郎右衛門を名乗った栗林家当主が幕末までほぼ一貫して大庄屋を務めていた。左列 No9 の栗林球三は、明治 4（1871）年の筑摩県成立後も戸長や学区取締、新聞誌世話掛などを歴任し、名望家的な役割を果たした人物である。

以下、近世中後期の町組における栗林家の位置をみる。表 2 は、大町村の土地所有（石高）からみた、イエ単位の階層構成の変遷である。まず大町村では、慶安期より 5 石未満の小農層が過半数を占めていた。その数は元文期から天保期に至り、9 割を越える。一方で 5 石から 20 石の中農層は、時期を降るにつれ割合を減少する。さらに 20 石以上の豪農層は、元文期には増加しているが、天保期になると実数・割合ともに減少する。ただし 18 世紀半ば以降の大町村では、周辺村に多くの出作地を所有する地主層が増加しており、大町村の豪農層が減少したとは必ずしもいえない¹⁴。いずれにせよ、小農層の増加と中農層の減少は、土地の細分化と階層分化の進行を示している。

先述した赤蓑騒動の発生も、こうした状況による階層間の矛盾蓄積を一因とする。この騒動は、大町組佐野村・沢度村を発頭村とし、文政 8 年 12 月 14 日に起こった。安曇郡の村役人や

表 2. 大町村階層構成(括弧内の数字は百分率)

	慶安 2 (1649) 年	元文元 (1736) 年	天保 6 (1835) 年
1 石未満	41(19.7)	142(40.8)	356(47.9)
1～5 石	89(42.7)	138(39.6)	321(43.2)
5～10 石	41(19.7)	27(7.7)	44(5.9)
10～20 石	23(11.0)	19(5.4)	15(2.0)
20～50 石	13(6.2)	15(4.3)	6(0.8)
50～100 石	1(0.4)	7(2.0)	1(0.1)

出典：「大町御年貢本高之帳」慶応 2 年、「大町高人別書上帳」元文元年、「大町村持高改帳」天保 6 年（「栗林家（輪違）文書」252、253、258、376）。本表の作成に際して『大町市史第三巻近世』269 頁も参照した。

麻問屋、酒屋や質屋など 165 軒を打ちこわし、その鎮圧に松本藩が鉄砲隊を派遣するほどの激しい一揆であった¹⁵。そのなかで、大町組大庄屋であった栗林五郎右衛門（忠庸）も打ちこわしにあっていいる。五郎右衛門が、打ちこわしの被害状況を郡役所に届け出た文書の写しが伝わっている¹⁶。五郎右衛門によれば、「私方へ踏込」んだ小前層は「松本御城主御代々様方頂戴仕候諸書付証文、又当時役筋ニ付御預り申上候諸書付焼払、其上家財等迄打潰焼捨」たという。五郎右衛門は、「如何於私ニ不埒有之義、四ヶ条之者共御糺明被下置度」と、自分のどこに「不埒」があったのか「糺明」して欲しいと願い出ている。しかしこうした願いに対する藩の処分は、「大町村大庄屋・栗林五郎右衛門、御役御免、差入」というものであった¹⁷。以上から大庄屋とは、地域支配の中間的担い手として、時に打ちこわしの対象ともなりうる存在であったといえる。彼らは、利害を異にする小前層との関係性のなかで、自家の地位や名望を守っていかねばならなかったのである。

騒動による「御役御免」から 10 年後、栗林家当主であった五郎右衛門こと忠庸は、「潤屋全書」と題する家訓書を残している¹⁸。「潤屋全書」では、「祖先の法例をよく守るべ」きことや奢侈の戒め、「役人など退役の跡よく守られハ、其家破るゝ程の難渋ニ趣」ことなどが説かれている。忠庸のイエの存続・繁栄への願いを読み取ることができよう。また「栗林忠義雑記ニ、質なしにかしたるかねと死ぬ人ハ又とかへらぬ物とこそおもへ」と、約 90 年前の栗林家先祖の家訓書「万覚書」（延享 4 年）¹⁹の記事が引用されている。「万覚書」にいう「人間一生之心得ニ可成事」を語り継いでいこうとする、忠庸の姿勢がうかがえる。さらに「潤屋全書」の「旧家ニ而没落致家ハ、盛ノ時遠方ハ縁組致、近所ニ由緒無之故へ、近所之由緒ハ相互ニ助け合、家ノ相続する様ニ致もの也」との一節は注目してよい。ここで忠庸は、イエの存続にとっては「遠方」だけでなく、「近所」との「由緒」が不可欠と説いている。ここでいう「由緒」とは、先祖の由来というより、縁戚関係を意味する。それではこうした「近所」との「由緒」は、実際にいかに形成されていたのか。この点について、18 世紀後半以降の動きから検討していこう。

2. 大町年寄仲間の形成とその変遷

寛延 2 (1749) 年正月、栗林家を含む大町村の長百姓十家は、「年寄仲間定之事」（以下「定」と表記する）を取り決めた²⁰。この冊の 1 丁目には、大町年寄の「大判」と「合印焼印」が記されている（図 1）。以下は、その「定」の抜粋である。

一、大町年寄往古より十家有之候、右之内致中絶候家者、年寄之内ハ末家を以代り相立、今以十家有之候、然處持来地所之内兄弟或ハ隠居免等江分取候故、本家相衰候も有之氣之毒ニ存候、依之古来相定候趣此度致再改相定候（中略）

一、十家之内及困窮候節者、仲間より何分ニも相救可申候、其上ニ而も無據訳ニ而其者難相立節者、仲間江相談致し難及力無是非儀ニ候ハ、御上江奉願御差図を請可申候、其上右之家難相立候ハ、其家筋之者を以代り相立十家之都合ニ致し置可申候、外ニ其家筋者無之候ハ、年寄仲間之内ハ相立候様可致候、家名之義者、曾祢原二家、平林一家、曾根原二

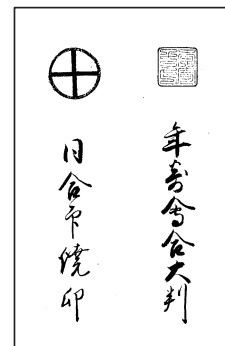


図 1. 年寄大判・合印焼印

家、栗林二家、福嶋一家、浅野二家、右十家之所是迄之通永増減無之様可致事

大町年寄は「往古」より「十家」が存在していたが、「兄弟」や「隠居」への分地などにより「本家相衰」という事態に陥っているという。そのため「古来相定候趣」を「再改」し、「十家之所是迄之通永増減無之」ように対処することが定められている。そのため仲間の「難及力無是非」場合は、「御上江奉願」や、「其家筋之者」または「年寄仲間」に「家」を相続させるという。

ここでいう「本家相衰」とは、どのような事態を指しているのか。必ずしも明らかではないが、表2で用いた史料から、栗林本家（輪違）と末家（八〇）の土地所有状況の変遷をみておこう。慶安・元文・天保期における状況はそれぞれ、本家が19.6244石・73.5216石・29.74石で、末家が17.936石・85.737石・10.37石である。栗林両家についていえば「本家相衰」とはいえないまでも、元文期には、本家と末家の持高が逆転していたことがわかる。またその他の大町年寄家については、元文期のみ判明する。浅野本家が96.636石を所有する一方で、福嶋家（20.6933石）や曾祢原本家（26.186石）、曾根原本家（29.7145石）は土地集積が進んでいない。大町年寄十家のなかでも、持高に格差が存在していたといえる。

「定」の具体的な内容を確認しておく。第一に、各家の財産にかかわる取り決めがある。「居屋敷」や「田畑山林」、「其家持来重宝」といった財産については「銘々帳面書立箱へ入置き」、処分する際は必ず「仲間江致相談」すべきとする。第二に、養子縁組の際には「金銀を以取繕といふとも、かるき者を入申間敷」じきとし、これも「仲間江遂相談」げよう定めている。第三に、「年寄廻金として萬帳之通致出金」し「入用有之節者、相談之上相用」いることを定めている。これらイエの「衰」を防ぐ「定」は、少なくとも安永3（1774）年まで25年間は毎年の正月に会合の場がもたれ、十家の連名で確認されている。

「定」には、各家の財産を帳面にし「箱」へ保管すべしとの決まりがあった。この箱は現存しており、ふたの表には「仁科大町、諸書物、年寄会合」、裏には「寛延二己巳孟陽吉辰造焉」と記され、また箱の裏側には「⊕」の印が捺されている。さらに保管目録には、明和6（1769）年まで64点の文書が記載されており、土地・入会にかかわる証文類が多い²¹。最古の文書は、天文22（1553）年「仁科家書付」である²²。この文書は、12月28日付けで「仁科家（花押）」より「大町年寄十人」へ宛てられている。仁科家との由緒を証明する文書として保管されたと考えられるが、その真偽は必ずしも明らかでない。というのも以下は、文政8（1825）年の戸田家治城百年に際し大町年寄たちが自身の由緒を藩へ届け出た写しである²³。

（前略：大町年寄十家の連名）右者、仁科家由緒之者共ニ御座候、永禄四年酉五月武田家与不和ニ而仁科家没落被成候（中略）、然所仁科家再ヒ取立申度、古郷へ立戻リ郷民ニ相交リ年月を送り罷在候内諸家多ク亡失仕候、然処慶長年中小笠原秀政公御治城之節銘々所持仕候御感状并系図等御改之上、十人町年寄と御定被下置候

大町年寄が、「仁科家由緒之者共」とであると語られている。「慶長年中」すなわち1600年を前後する時期に「十人町年寄」が「御定」になったという記述は、先の「仁科家書付」が天文22年に大町年寄へ宛てられていることと整合しない。ここでは、「仁科家由緒之者共」という表現に象徴されるように、年寄仲間たちが中世の豪族仁科家との「由緒」を共有し、主張していたことに留意しておきたい²⁴。

大町年寄たちの家筋に対する意識を把握するために、宝暦 4 (1754) 年の年寄願一件を取り上げる²⁵。この年の 9 月、大町年寄の曾根原善兵衛の兄清右衛門とその倅春山は、「親五左衛門代之通当所年寄列ニ立戻り、御公邊内外相勤申度」と、「年寄列」への加入を願い出た。これに対し大町年寄たちは、清右衛門親子が「元来大町年寄家筋之者ニ無御座候故、拙者共一統納得不仕」と反対した。大町年寄とは「往古より其家筋を以相続仕来只今迄罷在」る家柄であるため、そうした「家筋」にない清右衛門親子を加入させられないという。この一件から、宝暦年間の大町年寄たちは「大町年寄家筋」に対する強い矜持を共有していたことがわかる。

ただしこうした大町年寄としての結びつきは、「定」の確認以降そのまま維持されていったわけではない。安永 7 (1778) 年 6 月に大町年寄たちは、大町組大庄屋の栗林七郎兵衛を介して松本藩から「御用」にかかわる以下の文書を渡された²⁶。

大町組村々役人共大町村他屋江罷出、大庄屋共組御用相済候節大町村長百姓共罷出、其外大庄屋宅ニ而御用取斗候節も相加候趣相聞候、若右躰之義有之候ハ、可為無用候、自今之義ハ大町村一村之御用取斗候節も大庄屋者勿論庄屋組頭罷出、長百姓共一切御用席江相加申間敷候、併長百姓共加り候而可然義ハ庄屋組頭中談合大庄屋江申間候ハ、其筋ニ寄勘弁之上可差加候、且又是迄大町村御用筋庄屋斗取斗候趣ニ候、向後ハ外村方之通諸事庄屋組頭中談合願書等ニも可致連印候

松本藩は、大町年寄たちが役儀にないにもかかわらず、「御用」に関与していることを問題視している。つまり村落運営のあり方を「外村方之通」にすべく、今後は「長百姓共（大町年寄—引用者註）一切御用席江相加申間敷」と達しているのである。これを受けた大町年寄たちは翌月 16・17 日に「寄合」をもち、それまでに関与してきた「御用」を 10 か条にまとめ、これに「向後皆罷出不申候」と取り決めた²⁷。ただし、「殿様御吉凶之節」や「御奉行様方御役替之節」に「罷出」ることは、「何卒只今迄通相勤申度」と願い出ている。藩との関係性のなかで、大町年寄としての立場を保持しようとしていたと解される。しかし少なくともこの時期以降、大町年寄たちは村落運営を執り行う「御用席」の場から表向きは排除されたと考えられる。

以上の一件は、大町年寄としての結合を弱めることとなった。というのも、約 30 年後の文化 7 (1810) 年「諸用書留帳」には、「大町年寄十人之儀古キ家筋ニ而古来之書付等も留之候所、三十年来等閑ニ相成候」と記されている²⁸。この時期には「世移り人替候而、古法村法も難相分風俗相流候」という状況を迎え、大町年寄たちは「一統打寄相談之上、古キ書付も写置、大町村方之儀も詮議いたし書残置」くこととなったのである。

栗林五郎右衛門ら十家は、寛延年間における「本家相衰」に対応すべく、筆筭に保管された文書や「仁科家由緒之者共」という由緒を紐帯として大町年寄を形成した。その結合は、毎年頭の「定」確認により維持が図られた。しかし、安永 7 年の「御用」をめぐる藩からの規制や、文化 7 年の「三十年来等閑」といった事態は、結合を維持することの困難さを示している。大町年寄としての結合を維持していくには、大町年寄として村落社会へ働きかけていくことが不可欠であったと考えられる。それは、由緒の「実践」ともいうべき活動である。

3. 村落運営へのかかわり—由緒の「実践」として

以下では、大町年寄の立場を保持するために取り組まれた由緒の「実践」として、3 つの事

例を検討する。具体的には、①「年寄廻金」の運用、②村を訪れる宗教者への対応、③神事祭祀による由緒の共有化である。

①「年寄廻金」の運用

前述のとおり、寛延 2 (1749) 年正月の「定」には「年寄廻金」にかかわる一節があった。その運用実態について勘定帳から検討したい。勘定帳では運用について、大町年寄および「慥成ル者」の「入用」のため、「仲間相談」のうえて「一割五分」の利足にて貸し出すと定められている²⁹。この時「年寄廻金」として、十家が 1 分から 1 両までをそれぞれ出資した 5 両や、「諸所方預り金」として 339 両 3 分などによる合計 346 両 22 匁と銭 1 貫文が集められた。

宝暦 6 (1756) 年を事例に、「年寄廻金」の収支を確認する。この年の支出として、「才覚金」(御用金) 668 両 1 分 2 朱など、675 両 1 分 8 朱を計上している。収入としては、貸し金の回収や藩からの「ほうひ」(褒美) など 525 両 3 分 8 朱を計上している。差引 149 両 2 分の不足であり、「此代ニ、二百八十三両一分二朱、家屋敷田畑ニ而有」る分を処分して埋め合わせたという。

さらに、この年の「夫捨」(使い捨て) 金の存在には注目してよい。表 3 では、「夫捨」計 29 両 1 分 298 文の費目を一覧化した。「夫捨」金の大半が「一同組中」や「大町極難」など難渋者への「救」によって占められていることがわかる。このほか、伊勢御師への「婚礼祝儀」、御祈禱御初穂などもみられるが、大町年寄たちと宗教者との関係性については次節で改めて検討する。

ここでは、大町年寄たちが「年寄廻金」を設立し、御用金や御救い金を負担していたことの意味を強調しておきたい。こうした費用を「大町年寄」名義で支出することは、藩および小前層にその存在を認知させることにつながったと考えられる。「年寄廻金」については、宝暦期以降の勘定帳が見出せないため、その後の運用実態は明らかにならない。しかし大町年寄たちが幕末まで「献上」や「御救」を行っていた事実は、諸記録に散見される。たとえば文政 8 (1825) 年の戸田家治城百年の折には、「大町組大町村十人」名義で「熊皮十枚」を藩へ献上している³⁰。また天保 8 (1837) 年の日記には、「御救稗割賦致し度相談致候所、割合出来兼候間、極々難渋之者江斗遣し可申与相談相定」めたという。天保の大飢饉のなかで大町年寄たちは、自身の負担を考慮しつつ「御救稗」を「極々難渋之者江斗遣し」ていたことがうかがえる³¹。その財源には、「大町村持高改帳」(天保 6 年、前掲)にあるように、小作地である「年寄地四石三斗八升六合」が当てられていたと考えられる。

②村を訪れる宗教者への対応

由緒の「実践」にかかわる第 2 の事例として、大町村を訪れる宗教者の存在に着目する。大町村には、若一王子権現という神社が存在していた。代々仁科家の信仰を受け、熊野権現の若一王子から勧進されたものといわれる³²。大町年寄たちの日記にも「仁科家熊野三所権現御信仰ニ而代々御参詣之上、王子へ御勧請被成候」とあり、仁科家と熊野権現の関係は認識されていた³³。また若一王子権現は、宝暦期に刊行された『仁科三十三番詠歌』の一番札所に選ばれ

表 3. 宝暦六年の年寄廻金「夫捨」

金額	費目
25 両	子ノ春靱一同組中へ救
7 分	同冬大町極難へ救
1 分	石坂弥三左衛門へ救
1 分	伊勢御師婚礼祝儀
1 分	御祈禱御初穂
750 文	伊勢初穂たし
1 分 500 文	碁盤持碁盤
1 分 850 文	長屋修繕入用
368 文	薪野炭茶色々小使
合計:29 両 1 分 298 文	

ており、「みくまのを、こゝにうつして世をまもる、神と仏のめくミとうとき」と詠われている³⁴。地域の人びとに親しまれていた神社であることがうかがえよう。

こうした所縁のもと、大町村には高野山遍照光院より配札使僧が訪れていた。明和期と文化期の史料から、配札使僧と大町年寄たちの交渉関係を把握できる。まず明和期の史料として、遍照光院の智剛から「仁科大町御年寄十人御衆中」に宛てた書簡が伝わる³⁵。ここで智剛は、廻旦にあたり「先例之通、御組下人足伝馬無滞差出」すようお願い出ている。またその際には、「任先例、御祈祷之御札並輕少之土産」を進上するという。これに対し大町年寄たちは、「如先例、御初穂銀子一枚御使僧へ、青銅三十疋差遣」わしていたことが確認できる³⁶。

さらに文化7(1810)年付けの「諸用書留帳」(前掲)には、配札使僧の廻旦にかかわる仕来りや書簡の写しが記されている。「高野山遍照光院之儀、仁科家御建立ニ付往古方有候所当時者二十一年ニ一度宛役寺順郷被致候」と、このころの廻旦は21年ごとであった。文化9年は廻旦の年にあたり、正仙院が配札に訪れた。大町年寄たちによる正仙院への対応として、「宿之儀ハ、十人ニ而順番ニ相勤」ており、「先方方書状参申候、此方よりも返書遣シ」、「御布施之儀十人ニ而金三分、外ニ使僧へ二朱」を遣わしていた。さらに廻旦後には、大町年寄たちが遍照光院へ書簡を送っている。ここでは、「先例之通、御札殊ニ品々御土産被下、辱受納仕」と御礼を述べ、「正仙院様、此辺御旦那廻り御仕舞御帰国被成候得者、御安堵可被遊候」と、正仙院が無事に帰路についたことを報告している。

以上から、宿泊の世話や手紙のやりとり、「御布施」の献上などを行うことで、大町年寄たちは遍照光院による廻旦の窓口としての役割を果たしていた。さらに大町年寄たちが窓口となっていたのは、高野山だけではない。村を訪れていた宗教者のうち、伊勢御師との関係も注目される。寛延2(1749)年9月には、廻旦にあたり伊勢御師の堤織部太夫が、「仁科大町御年寄中」宛て書簡と、御祓大麻を進上している³⁷。さらに文政4(1821)年にも「何角与御町方江御役介相掛、御厚情を以無滞御旦廻相務、幸甚之至」と、無事に廻旦できたことについて御礼を述べている³⁸。とりわけ文政期の書簡が、「文政四巳年、堤織部太夫殿廻旦被致候節之書状」と記された専用の桐箱に収められていることには注目してよい。この書簡が、伊勢御師との関係を証明するものとして大切に保管されていたと解されるからである。

村落外部よりの来訪者から文物や情報をいち早く落手することは、地域外部とのつながりを背景とした権威を大町年寄たちにもたらしたと考えられる。塚本学は、松本藩上野組大庄屋中沢家の日記から、村役人が商人や武家など村の来訪者に應對しいち早くモノ・情報を入手することで、「村社会内での権威」を向上させていたと指摘した³⁹。これをふまえつつも、大町年寄と高野山配札使僧との対応関係の場合、単に村役人というだけでなく、仁科家との由緒が介在していたことに特徴がある。大町村と遍照光院との関係は仁科家の勧進に由来し、大町年寄たちは「仁科家由緒之者共」として配札使僧に應對していた。とすれば「廻旦」の窓口としての役割を果たし続けていくことは、大町年寄としての立場の再生産につながったといえよう。

③神事祭礼による由緒の共有化

第3に、神事祭礼の場において大町年寄たちの由緒が村落社会内に共有されていく事例を取り上げる。大町村では毎年6月、先述の若一王子権現と、大町組宮本村にあった宮本神明宮(伊勢内宮より勧進)で祭礼が行われていた。以下は、栗林弥五右衛門と横沢仁兵衛が松本藩郡所

に宛てて祭礼の先例について報告した文書である⁴⁰。

六月十五日天王祭礼仕申候、同十六日宮本村祭礼ニ御座候所、是者大町村方先例矢納と申馬一疋射手と申子供ニ支度為致、右馬ニ乗り人足大勢差添罷越申候、尤宮本村方茂射手兩人馬二疋右之支度ニ而罷出申候、天気宜候得者大町村老若男女参詣仕候、同十七日大町村祭礼、是者宮本村方矢納射手兩人馬二疋右之通支度仕大勢罷越申候、大町村茂射手一人馬一疋右之通之支度に而罷出申候、其外宮本村方一統参詣仕候、

右宮本村祭礼大町村祭礼矢納相済候者、未ノ刻方未ノ中刻迄茂掛り申候、其後ニ而踊狂言仕候得者、暮ニおよび夜ニ入申候

毎年 6 月 16 日には宮本村、17 日には大町村にて祭礼があり、「矢納」（流鏑馬）と、踊狂言が執り行われる。流鏑馬のため両村より「馬一疋」と「射手と申子供」、「人足大勢」が参加し、天気によければ「老若男女」が見物にやってくる。昼下がりに流鏑馬が済み、そののちには踊狂言が行われ、夜まで続くという。

この流鏑馬の射手をもち回りで勤めていたのが、大町年寄であった。時代は降るが、明治維新後に大町年寄たちが松本藩に提出した「出身書」をみてみよう⁴¹。ここでは、「仁品親王」により勧進された「宮本神明宮王町権現」の「両宮御祭日、仁科家方被差出候流鏑馬式并為警衛出役有之候事業を鑑、右式八十家之内より差出、十家一同為警衛出張」していたとされる。仁科家が行ってきた流鏑馬と警衛役を、自分たちが引き続き執り行ってきたというのである。さらにこうした先例は、「数百年来連綿与相続」してきたともいう。ただし、大町年寄が年番で射手を務め始めた時期は、明確ではない。元文 3 (1738) 年 6 月 17 日の栗林忠直による日記には、「王子祭礼雨天故やぶさめ斗り相済、町渡物并踊ハ相延よし」と記されているが、大町年寄が射手を勤めていたかどうかは定かでない⁴²。

大町年寄が射手を輩出していた例を確認できるのは、管見の限り、天保 15 (1844) 年「宮本王子御祭礼帳」がもっとも古い⁴³。これを記した栗林玉之丞は、祭礼を執り行ううえで「先規之仕方有、右倣間違之無様」にし、「銭のいらぬよふ心得、目出度相済様ニ念入取斗」らうべしと戒めている。祭礼 7 日前の 6 月 10 日には、「栗林久太郎八才別火」との記事がみられる。同様に嘉永 4 (1851) 年にも、「六月九日方別火、栗林政太郎五才、塩溜・さとふ・くわし等者呉申候、まん十・とふ婦等呉不申」とある⁴⁴。久太郎 (8 才) や政太郎 (5 才) ら栗林家の子どもは、射手を勤めるにあたり「別火」すなわち食事を別にし、身を清めていたことがわかる。こうした経験は彼らにとって、大町年寄の家を継ぐものとしての自覚形成を促すとともに、後継者を神事の場で披露する意味合いももっていたと考えられる。

嘉永 2 年より明治 4 年まで大町年寄たちが順番で記した「流鏑馬諸事控順達帳」をもとに、流鏑馬の道具についても検討したい⁴⁵。まず、大町年寄たちは 1 分程度の金銭を出し合い、「木綿」や「晒」、「笠張替」や「弓箭拵」など道具類の調達・修繕をしていた。また嘉永 3 年の記事から、「鞍黒ニ竹之蒔絵、鞍真鍮、切付唐草付」や「馬幟緋羅、脊板金皮縁」などの馬具が揃えられていた。とりわけ「馬覆浅黄㊦紋一枚、馬桐油㊦印一枚」と、馬服には「㊦」の大町年寄合印があらわれていたことには注目してよい (図 1 を参照)。豪華な馬具とともに射手あるいは警衛役を勤める大町年寄たちの姿は、見物人たちにその存在を誇示したと考えられるからである。

最後に、流鏑馬後の踊狂言について、棧敷の席順に言及しておく。嘉永5年の棧敷図では、大町年寄十家が1・2列目に陣取っている(図2)。1列目には、大庄屋や庄屋、麻問屋など特定の役儀が併記されたもの、2列目には長百姓とのみ記された大町年寄の名前がみられる。それ以降には、大町年寄以外の与頭や庄屋たちが並んでいる。つまり踊狂言の場合は、誰が一番よい席に座るのが決められ、村落の序列関係を目に見える形で表現する空間となっていたのである。

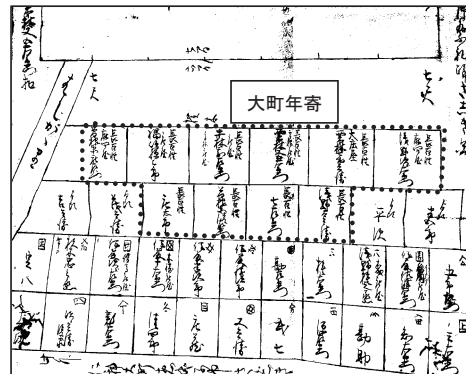


図2. 御祭礼さしき図(栗林家文書、797)

仁科家の勧請にかかる、と大町年寄たちには認識されていた若一王子権現と宮本神明宮では、鏑流馬が執り行われていた。彼らは、自家の子どもを射手として神事に参加させ、最前列で踊狂言を見物していた。射手を勤める子どもと鏑流馬を見物する子ども、あらかじめ席次が決められた踊狂言。こうした仕掛けで構成された祭礼空間に参加することは、「仁科家由緒之者共」たる大町年寄を中心に構成された村落秩序を身体化する経験であったといえよう。

おわりに―近世村落秩序の維持・再生産から近代教育へ

村落社会の階層分化が進行するなか、いかに自家の地位や名望を維持し、村落を運営していくかが、村役人層の課題であった。その様態についてはこれまで、知・情報の蓄積や文化的ネットワーク構築などから検討されてきた。これに対し本稿では、大町年寄たちが由緒を主張し行使する局面、すなわち藩や高野山・伊勢、さらに村の小前層との関係性をとり結び、自家の立場や威信を保持する動きをとらえた。

一連の動きは、村落の外部と内部を結節する境界上に立ち、そこで行き交う知識や情報を掌握する力量によるものと考えられる。長百姓十家は、「仁科家由緒之者共」たる大町年寄としての立場を、由緒によって担保していた。大町年寄たちの出处・来歴を伝える由緒は、過去の時間的外部から流れ込む知・情報である。他方で大町年寄たちは、藩や村を訪れる宗教者に対応し、空間的外部からの情報をいち早く入手していた。彼らは、時間的・空間的外部からもたらされる知・情報を掌握し、年寄廻金や神事祭礼などの形で村落内部へと配分・具体化していたのである。村落の境界上で外と内とを媒介する力量こそが、大町年寄を中心に構成された村落秩序を維持・再生産し、地域の現実を新たに創り出す力の源泉であったといつてよい。

こうした再生産のあり方は、維新後いかに変容していったのか。本稿ではこの点について論じる余裕はないが、その見通しのみ示しておきたい。明治2(1869)年12月、松本藩は「府藩県一途之御政体」実施のため、「是迄申付置候役儀一同差免」と達した⁴⁶。旧来の支配体制が廃止されたとき、大町年寄たちは自身の由緒や家格についてとりまとめ、「心得書」を藩へ提出した。松本藩士に家格の「御差別」が存在していることに触れたうえで、以下のように述べる⁴⁷。「農中ニ而も右権軽重之礼節家内之者ニ至迄夫々差別も相立候次第ハ、全御代々様 御憐愍を以格別御引立被成下候ニ付、祖先以来代々之遺風を以万端応接仕候而も、聊不迷人心平和

ニ周旋仕候」。イエごとの「差別」が、人心を迷わせずに村落運営を「周旋」するうえで欠かせないものであったという。大町年寄たちは、役儀廃止を「村方一円軽重之差別聊無之様罷成候次第」と受けとめ、「家内老幼之男女共迄日々愁歎罷在」と嘆いているのである。

由緒を軸に保持してきた「家格」が解体の危機に瀕したとき、大町年寄たちは「愁歎」を表明した。彼らは「御政体之弁も無之不顧前後」としつつも、「格別御引立」を松本藩に願い出たのである。しかしその翌年には、松本藩は消滅し新たに筑摩県が置かれ、地域の「開化」が急速に推し進められていく。そのなかで「家格」を保持・継承していく方法も、再編を迫られていった。このことは特に、流鏑馬の神事に象徴的に示されている。『大町市史』によれば、維新後の流鏑馬「改革」により、射手は大町年寄だけでなく一般の氏子からも選ばれるようになったという⁴⁸。こうして流鏑馬は、大町年寄としての地歩を固める機能を喪失したと考えられる。従来の地位や名望を保持する根拠が動揺する一方、村落社会には政府の「開化」政策が続々と流れ込んでくる。大町年寄の一員であった栗林球三はこうした変動に対応すべく、「中央」の動向をいち早く把握し、大町年寄から「開化」の担い手へと転身していったのである。

本稿は、この転身の過程を検討する前提としてまとめたものである。大町年寄の形成や役儀をめぐる藩との関係性、年寄廻金の運用実態や流鏑馬とのかかわりなどが、個々の歴史的文脈にいかに関与しているのか。これらの論点については、本稿を試論とすることで深めていきたい。

註

¹ 近世の中間層が、何の変動もなく維新の変革に対応しえたとは、もとより考えていない。維新时期以降における彼らの動向は、近世より形成してきた個々の存在形態に規定されつつ、多様であった。この点については、稿を改めて論じる用意がある。

² 「請学事勉励説諭書」明治8(1785)年9月2日(「栗林家文書(輪違)」301)。

³ 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、2002年)。

⁴ 工藤航平「村落・地域社会の知的力量と『村の編纂物』—村役人層の資質形成と村方文書共有ネットワーク」(大石学編『近世公文書論—公文書システムの形成と発展』岩田書院、2008年)、「幕末期江戸周辺における地域文化の自立」(『関東近世史研究』65号、2008年)。

⁵ 鈴木理恵『近世近代移行期の地域文化人』(塙書房、2012年)。

⁶ 久留島浩「村が『由緒』を語るとき」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—由緒と言説』山川出版社、1995年)。

⁷ 渡辺浩一『まちの記憶—播州三木町の歴史叙述』(清文堂、2004年)、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』(名著出版、2010年)など。由緒研究の蓄積については、山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」(『歴史学研究』847号、2008年)を参照。

⁸ 桑原恵「地域史の叙述と自己形成」(平川新、谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダーたち』吉川弘文館、2006年)97頁。

⁹ 長野県大町市文化財センター所蔵にかかる栗林家(輪違)文書は、永和3(1377)年から明治4(1871)年まで2,391点があり、大町組各村の長百姓家に伝わる文書も所蔵されている。

¹⁰ 志村洋「幕末期松本藩組会所と大庄屋・惣代庄屋」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、1996年)、「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』729号、1999年)。

¹¹ 「大町石高井小役改帳」天保5(1834)年、「大町組大町村家数寺堂牛馬書上帳」天保6(1835)年(「栗林家(輪違)文書」256、331)。

¹² 『長野県の地名』(平凡社、1979年)743頁。

¹³ 大町市史編纂委員会編『大町市史第3巻近世』(大町市、1986年)544頁。

¹⁴ 大町市史編纂委員会編、同前(1986年)278—281頁。

¹⁵ 騒動の要求は、①麻何方に成共勝手に売、②麻運上御免、③塩運上御免、④小物成一切御免であった。大日方家文書「西の冬騒動日記」(大町市史編纂委員会編、同前、1986年、534頁)。

- ¹⁶ 「乍恐奉願口上覚」文政8(1825)年12月21日(「栗林家(輪違)文書」1220)。
¹⁷ 「騒動一件」(「大町市清水家文書」A63、長野県立歴史館所蔵)。
¹⁸ 「潤屋全書」天保6(1835)年12月(「栗林家(輪違)文書」2403)。「潤屋」とは、「大学」伝六章の「富潤屋、徳潤身」に由来すると考えられる。
¹⁹ 「万覚書」延享4(1747)年3月(「栗林家(輪違)文書」2404)。
²⁰ 「年寄仲間定之事」寛延2(1749)年正月(「栗林家(輪違)文書」2492)。
²¹ 「寛延二己巳年正月 会合筆笥諸書書付入目録」(「栗林家(輪違)文書」2522)。
²² 「仁科家書付」天文22(1553)年12月(「栗林家(輪違)文書」複写版、目録外)。
²³ 「文政八酉三月書上写」(「栗林家(輪違)文書」2534)。
²⁴ 仁科氏は、南北朝期より安曇郡北部を支配したが、天文19(1550)年に武田信玄に降った(石田祐一「にしなし」『国史大辞典第10巻』吉川弘文館、1989年、864頁)。
 志村洋によれば、17世紀松本藩池田・大町組における行政区画の設定は、中世の在地秩序を解体する形で進められた。これより約1世紀後の寛延期に、仁科家との由緒を紐帯とした大町年寄仲間が形成された意味を検討することは、今後の課題としたい。志村洋「近世領域支配の確立過程と在地社会—松本藩初期大庄屋制に関する試論」(『歴史学研究』659号、1994年)。
²⁵ 「大町村清右衛門願ニ付大町年寄中々願書」宝暦4(1754)年9月(「曾根原家文書」579)。
²⁶ 「曾根原家文書」169。
²⁷ 「諸用書留帳」安永7(1778)年7月(「栗林家(輪違)文書」313)。大町年寄たちが関与していた「御用」は以下のとおり。①田畑検見の内見、②火災の節に人足とともに駆けつけ、③川除普請での指図、④夜番・自身番の指図、⑤庄屋元割賦への立会、⑥田畑の巡回、⑦作方につき村役人と相談、⑧願書・請書への連印、⑨他村との出入りで惣代を勤めること。
²⁸ 「諸用書留帳」文化7(1810)年11月より(「栗林家(輪違)文書」314)。
²⁹ 「年寄廻金勘定帳」寛延2(1749)年—宝暦6(1756)年(「栗林家(輪違)文書」2524)。
³⁰ 「御祝儀御領分々献上物書留帳」(大町市史編纂委員会編、前掲、1986年、547頁)。
³¹ 「御用日記寄合所」天保8(1837)年正月(「栗林家(輪違)文書」316)。
³² 大町市史編纂委員会編、前掲(1986年)688頁。
³³ 「諸用書留帳」文化7(1810)年11月より(「栗林家(輪違)文書」前掲)。
³⁴ 『仁科三十三番詠歌』宝暦7(1757)年(「栗林家(輪違)文書」818)。
³⁵ 明和5(1768)年9月(「栗林家(輪違)文書」2571)。
³⁶ 「覚」明和5(1768)年10月(「栗林家(輪違)文書」2572)。
³⁷ 「栗林家(輪違)文書」2537、2538。
³⁸ 「堤織部太夫殿廻旦被致候節之書状」文政4(1821)年10月(「栗林家(輪違)文書」2535)。
³⁹ 塚本学「村を訪れるひと—18・19世紀信濃松本領のばあい」(『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房、1995年)28頁。
⁴⁰ 「大町村祭礼踊狂言に付先例口上覚」文化12(1815)年(「栗林家(輪違)文書」1116)。
⁴¹ 「大町十家出身書」明治3(1870)年ころか(「栗林家(輪違)文書」2501)。
⁴² 「日記」元文3年6月(「栗林家(輪違)文書」1455)。守屋毅は、文化・文政期を境に、舞臺の常設化や衣装・小道具の荘厳化など、村落の祭礼や芝居が新しい展開を迎えたと指摘する。それにはある程度の経済力が必要だとすれば、荘厳化に伴って、祭礼における役割負担も有力者層へと固定化していったと推測できる。守屋毅『村芝居』(平凡社、1988年)。
⁴³ 「栗林家(輪違)文書」793。
⁴⁴ 「宮本王子御祭礼流鏑馬射手諸書留」嘉永4(1851)年6月(「栗林家(輪違)文書」795)。
⁴⁵ 「流鏑馬諸事控順達帳 年寄中」嘉永2(1849)年より(「栗林家(輪違)文書」794)。
⁴⁶ 「御用懷中日記」明治2年12月(「大町市清水家文書」A6758)。
⁴⁷ 明治3年(「栗林家(輪違)文書」2522)。
⁴⁸ 『大町市史第三巻』前掲、692頁。筆者は、『市史』の流鏑馬「改革」にかかわる記述の根拠となる史料を見出していない。しかし、註45で示した大町年寄間での馬具の順達記録は、筑摩県成立直前の明治4年6月で途絶えており、「改革」の傍証となろう。

(教育学講座 博士後期課程3回生)

(受稿2012年9月3日、改稿2012年10月31日、受理2012年12月27日)

Village Officials and Rural Order in the Late Edo Period:

The *Yuisho* of the Grand Village Headman House of Kuribayashi

SHIOHARA Yoshinori

What happened to rural order during the Bakumatsu era? This paper explores this problem by examining the relation between village officials and so-called *yuisho*, that is, a self-awareness cultivated through the outward assertion of historical consciousness. My analysis will focus on Ōmachi village of the Matsumoto domain. In the late eighteenth century, as a countermeasure to increasing class differentiation within the village, the grand village headman Kuribayashi, together with nine other prominent houses, unified themselves under the name of the Ōmachi Elders, a position that went back to medieval times and was connected with the powerful Nishina clan. Although this position provided them with an authoritative rhetoric to trace their lineage back to the Nishina, it did require that they “practice” *yuisho* through traditional duties such as helping the poor, receiving outside visitors and conducting various seasonal ceremonies. The awareness and practice of these duties thus, in a sense, was the “education” necessary for their role as local leaders. With the Meiji Restoration, however, this type of education changed. In order to adapt to trends from the Meiji government Kuribayashi Kyūzō transformed himself from an Ōmachi Elder into a representative of “civilization”.